

事 務 連 絡  
令和 8 年 6 月 11 日

各都道府県衛生主幹部（局）御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

厚生労働省委託事業「人生の最終段階における医療・ケア体制整備事業」  
本人の意向を尊重した意思決定のための相談員研修会に係る準拠認定申請について

平素より厚生労働行政の推進に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省においては、人生の最終段階における医療・ケアに関して、本人の相談に適切に対応できる医療・介護従事者等を育成するため、厚生労働省委託事業「人生の最終段階における医療・ケア体制整備事業」（以下、「本事業」）を実施しております。

本事業において、「令和7年度本人の意向を尊重した意思決定のための相談員研修会」（以下、「令和7年度相談員研修会」）に準拠した研修会（以下、「令和8年度準拠研修」）を開催するにあたり、当該研修が令和7年度相談員研修会のプログラムに準拠している旨の認定を求める場合は、下記に従い、当該研修の主催者が、令和8年度厚生労働省委託事業「人生の最終段階における医療・ケア体制整備事業」本人の意向を尊重した意思決定のための研修会運営事務局（以下、「運営事務局」）まで申請してください。

また、貴部局におかれては内容についてご了知のうえ、医療関係部局へ共有いただくとともに貴管下の医療機関に対して周知いただきますようお願いいたします。

なお、令和6年度までの「本人の意向を尊重した意思決定のための相談員研修会」は、主に医療機関から医師を含む多職種の方が参加される「基本プログラム」と、主に在宅医療・介護従事者が参加される「在宅医療・介護従事者版」の2つに分かれて実施しておりましたが、より施設間、職種間の視点の違い等を理解し、多職種で協働した意思決定支援の方法を学ぶ研修とするため、令和7年度から2つの研修を統合して実施しておりますのでご承知おき願います。

## 記

### 1. 令和8年度準拠研修について

令和8年度準拠研修は、申請によって厚生労働省医政局地域医療計画課（以下、「担当課」）より認定された研修のことを指す。

## 2. 準拠要件

- 1) 令和8年度準拠研修の構成やタイムテーブル(※)は、令和7年度相談員研修会と同等とすること。

(※) 講義時間が同等であれば、開催日数、開始時刻、休憩時間等は適宜変更して差し支えない。ただし、グループワークは必ず構成に入れ込むこと。

- 2) 令和8年度準拠研修の資料やツールは、令和7年度相談員研修会の資料を使用すること。

- 3) 令和8年度準拠研修の講師は、厚生労働省委託事業「人生の最終段階における医療・ケア体制整備事業」における過年度の「本人の意向を尊重した意思決定のための指導者研修会」修了者<sup>注1)</sup>とするが、その内、3名以上<sup>注2)</sup>は「令和7年度本人の意向を尊重した意思決定のための指導者研修会」(以下、「令和7年度指導者研修会」)修了者<sup>注3)</sup>を招聘することを必須とする。

注1) 令和6年度以前の指導者研修会修了者は、令和7年度相談員研修会の内容を補完するe-ラーニング研修(別途案内参照)を受講していることが望ましい。

注2) 招聘が困難な場合には、運営事務局にご相談いただきたい。

注3) 令和7年度指導者研修会修了者一覧については、厚生労働省から各都道府県の在宅医療担当部署に情報提供している。

- 4) 令和8年度準拠研修のファシリテーターは、過年度の指導者研修会修了者、相談員研修会修了者および準拠研修修了者<sup>注4)</sup>とする。なお、効果的なグループワーク進行のため、受講生6名程度に1人のファシリテーターを配置することが望ましい。

注4) ファシリテーターを務める準拠研修修了者については、原則令和3年度以降に開催された準拠研修の修了者とする。

- 5) 令和8年度準拠研修の修了については、遅刻や早退、欠席は原則認めず、また、令和7年度相談員研修会と同様の事前・事後学習も実施したことを確認した上で、当該研修の主催者が責任を持って認定すること。
- 6) 令和8年度準拠研修修了者には運営事務局の指定様式にて、当該研修の主催者から研修修了者へ研修修了証を発行すること。
- 7) 当該研修開催後は、速やかに研修報告書と研修修了者リストを運営事務局に提出すること。

## 3. 申請方法及び令和8年度準拠研修の実施について

### 1) 申請書類

令和8年度準拠研修の主催者は、以下の書類を一式揃え、当該研修開催の10営業日前までに下記申請書類提出先まで提出すること。

- ① 令和8年度準拠認定に関する申請書【様式1】
- ② 令和8年度準拠研修の構成やタイムテーブルが分かる資料(任意様式)

- ③ 講師及び指導者研修を修了しているファシリテーターの指導者研修修了証の写し<sup>注5)</sup>
- ④ 相談員研修を修了（指導者研修未修了）しているファシリテーターの相談員研修修了証の写し<sup>注5)</sup>
- ⑤ 準拠研修を修了（指導者研修未修了）しているファシリテーターの準拠研修修了証の写し<sup>注5)</sup>

注5) 研修修了証の写しを提出できない場合は、【様式1】の「5 講師及びファシリテーター」の備考にその旨を記載すること。

## 2) 申請審査、認定について

運営事務局は、3-1) で提出された申請書類を審査し、申請された当該研修が令和8年度準拠研修として要件を満たしていると判断した場合は、当該研修が令和7年度相談員研修会に準拠していることを認定し、その旨を認定証とともに主催者に通知する。

なお、令和8年度準拠研修として認定された場合には、運営事務局から主催者に「令和7年度相談員研修の資料一式（事前・事後学習含む）」を送付する。

## 3) 研修の実施について

- ・ 令和8年度準拠研修は、申請内容に基づいて実施すること。
- ・ 令和8年度準拠研修における資料やツールは、運営事務局から提供されたものを使用することとし、提供された資料の加工等は認めない。ただし、独自の資料を参考に別途使用するなどは必要に応じて認める。
- ・ 開催方法は、対面方式とする。
- ・ 令和8年度準拠研修の修了は、事前学習、研修参加および事後学習を一連で受講したこと、かつ、研修に遅刻、早退等がないことを踏まえ、主催者が適切に判断、認定すること。
- ・ 令和8年度準拠研修を修了した者には、運営事務局から送付された「令和8年度準拠研修修了証のテンプレート」を使用し、必ず研修修了証を発行すること。

## 4) 研修開催後について

令和8年度準拠研修の主催者は、当該研修の開催後、速やかに以下の書類を一式揃え、運営事務局に提出すること。運営事務局で開催後の書類を確認後、「令和8年度準拠研修修了証のテンプレート」を送付する。

- ① 令和8年度準拠研修開催に関する報告書【様式2】
- ② 令和8年度準拠研修 修了者名簿【様式3】

③ 当該研修開催にあたり、独自に作成、配布使用した資料

5) 留意点

- ・ 令和8年度準拠研修の主催者は、申請内容の変更または開催の中止等があった場合は速やかに運営事務局まで連絡すること。
- ・ 研修受講者募集時には、当該研修が『厚生労働省委託事業「人生の最終段階における医療・ケア体制整備事業」本人の意向を尊重した意思決定のための相談員研修会に係る準拠認定』を受けていることが分かるように募集要項等に記載すること。
- ・ 令和8年度準拠研修修了者については、後日、都道府県にその修了者一覧を担当課より共有するため、その旨を研修修了者に伝達すること。
- ・ 本通知前に令和8年度に開催した研修について、準拠認定の申請を希望する場合には、申請前に個別に担当課宛に連絡すること。
- ・ 講師として、令和7年度指導者研修会修了者の招聘が困難な場合には、開催までに日数的余裕をもって運営事務局に相談すること。

6) 申請書類提出先

申請は、下記の内容を記載し、申請様式（Excel ファイル）を添付のうえ、メールにて行うこと。<sup>注6)</sup>

注6) 申請メールを受信後、2営業日以内に運営事務局から受領の返信を行う。万が一、指定の期日までに受領の連絡がない場合は、「6. 照会先」に記載している担当課まで連絡すること。

表題：(主催団体名) 令和8年度準拠研修の申請について

本文に、(1)～(6)を記載すること。

- (1) 申請者名 (【様式1】に記載の担当者名と同様としてください)
- (2) 申請者の所属機関名
- (3) 申請者の所属機関の所在都道府県名
- (4) 連絡先 電話番号/メールアドレス
- (5) 令和7年度の準拠研修開催の有無 (令和7年度も同主催で準拠研修を開催している場合は「有」とご回答ください)
- (6) 令和8年度準拠認定申請の案内を受けた経路について (本準拠認定申請の案内をどの経路でお知りになったか、当てはまるものをすべてご回答ください)

- ① 都道府県/市区町村から
- ② 職能団体（医師会、看護協会等）から
- ③ 厚生労働省 HP から
- ④ 同業種からの情報共有
- ⑤ その他（具体をご記載ください）

#### 申請メール送付先

「人生の最終段階における医療・ケア体制整備事業」本人の意向を尊重した意思決定のための研修会運営事務局（有限責任監査法人トーマツ社内）

E-Mail : [mhlw\\_e.field@tohmatu.co.jp](mailto:mhlw_e.field@tohmatu.co.jp)

#### 4. 準拠研修修了者の取り扱い

準拠研修修了者は、令和7年度相談員研修会に準拠した研修会を修了したものとみなし、指導者研修会の受講を可能とする。

#### 5. 本人の意向を尊重した意思決定のための相談員研修会の見学について

準拠研修の開催を一層促進していくため、準拠研修を企画・開催する各地方公共団体や医療機関等が、研修運営に関するノウハウを得ていただくことを目的として、相談員研修会の見学を受け付けます。詳細は別紙をご参照ください。

##### 対象の研修会

- 相談員研修会：令和8年8月9日（日）大阪府開催
- 相談員研修会：令和8年11月3日（火・祝）東京都開催

#### 6. 照会先

- ・ 令和8年度準拠研修の申請方法や講師の招聘に関する相談、認定状況、資料等の活用について

「人生の最終段階における医療・ケア体制整備事業」本人の意向を尊重した意思決定のための研修会運営事務局（有限責任監査法人トーマツ社内）

E-Mail : [mhlw\\_e.field@tohmatu.co.jp](mailto:mhlw_e.field@tohmatu.co.jp)

- ・ 令和8年度準拠研修の制度について  
厚生労働省医政局地域医療計画課外来・在宅医療対策室  
電 話：03-5253-1111（2662/2521）

E-Mail : [gairai-zaitaku@mhlw.go.jp](mailto:gairai-zaitaku@mhlw.go.jp)

以上